

**新居浜市・別子山村合併協議会
第5回会議**

参 考 資 料

**平成14年7月22日(月)
13時30分から15時30分
新居浜市庁舎6階 議員全員協議会室**

新居浜市・別子山村合併協議会

参 考 資 料 目 次

参考資料 3 1 ~ 3 3	各種事務事業（企画業務）の取扱いについて -----	1
参考資料 3 4	各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて ----	5
参考資料 3 5	各種事務事業（財務業務）の取扱いについて -----	7
参考資料 3 6	各種事務事業（管財業務）の取扱いについて -----	1 1
参考資料 3 7	各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて -----	1 4
参考資料 3 8	各種事務事業（産業振興事業）の取扱いについて -----	1 7
参考資料 3 9	国民健康保険事業の取扱いについて -----	2 4
	選挙業務の取扱いについて -----	2 9
	総合計画等の取扱いについて -----	3 3

企画業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
1 総合計画	第四次新居浜市長期総合計画 期間 平成13年6月から 平成23年3月 中間年(平成17年度)に見直しを する。	別子山村過疎地域自立促進 計画 期間 平成12年度から 16年度	新居浜市長期総合計画及び別子山村過 疎地域自立促進計画の取扱い	長期総合計画は、平成17年度に別子山村 を含め見直しを行う。それまで、別子山村 分については、新市計画を長期総合計画に 代わるものとして取り扱う。 過疎地域自立促進計画は、合併後も別子山 地域が過疎地域として特例措置が受けられ るため、合併後速やかに策定する。
2 総合計画に関 する審議会	新居浜市長期総合計画審議会	別子山村振興計画審議会		合併時に新居浜市の制度に統一する。
3 庁議	構成 市長 助役 収入役 教育長 部局長 開催 定例会 毎月1日・15日 臨時会 随時	構成 村長、助役、課長、 課長補佐、係長 開催 随時		合併時に新居浜市の制度に統一する。
4 地籍調査	休止中	国土調査法による地籍調査 平成9年より調査実施 平成29年調査完了予定 全面積 73 km ² 調査除外地(公有水面) 0 km ² 地籍調査面積 73 km ² 完了面積 3.21 km ²		現行どおりとする。
5 愛媛県過疎地 域自立促進協議 会		過疎地域自立促進特別措置法第2条第2 項の規程により愛媛県過疎地域自立促進 協議協議会に加入。	愛媛県過疎地域自立促進協議会の取扱 い	現行どおりとする。
6 公告	新居浜市公告式条例 (掲示場所) 本庁、上部支所、川東支所	公告式条例 掲示場所 2カ所	新居浜市の掲示場は、3ヶ所、別子山 村は2ヶ所の掲示場がある。	合併時に新居浜市の制度に統一する。 (別子山村に掲示場を1ヶ所設置)
7 長の資産等の 公開	政治倫理の確立のための市長の資産等の 公開に関する条例、同施行規則	村長の資産等の公開		合併時に新居浜市の制度に統一する。
8 文書	・新居浜市文書規程 ・新居浜市公用文に関する規程等	・別子山村役場処務規程	事務分掌、文書、服務等と一緒に規定 されている。	合併時に新居浜市の制度に統一する。

企画業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
9 法令審査	条例審議会			合併時に新居浜市の制度を適用する。
10 行政手続	<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市行政手続条例 ・新居浜市行政手続条例施行規則 ・新居浜市聴聞規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山村行政手続条例 ・別子山村聴聞規則 	条例が異なる。	合併時に新居浜市の制度に統一する。
11 例規集	<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市例規集発行規程 	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山村例規集発行規程 		合併時に新居浜市の制度に統一する。
12 公印	<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市公印規程 	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山村の公印に関する規程 		合併時に新居浜市の制度に統一する。
13 国際交流事業	徳州市友好都市交流事業 昭和61年度～平成14年度 交互派遣 人員：7～8名程度 中高生海外派遣事業（H元～H14） 女性海外派遣研修事業（H8～H12） 市民国際交流活動振興事業 語学指導を行う外国青年招致事業			合併時に新居浜市の制度を適用する。
14 生涯学習の推進事業	スコーレ新居浜開設事業 にはま学講座、地域アニメーター養成講座、出前講座 生涯学習啓発事業推進担当研修、調査研究、情報提供 市民活動・NPO支援事業 市民が主役のまちづくり支援事業			合併時に新居浜市の制度を適用する。
15 振興対策褒賞事業		<ul style="list-style-type: none"> ・別子山村振興対策褒賞条例 ・別子山村振興対策褒賞条例施行規則 婚姻 20万円 婚姻の媒酌人 20万円 新生児 10万円 Uターン(40歳未満) 20万円	新居浜市に制度がない	合併時に廃止し、婚姻及び出生時の記念品贈呈事業については、新居浜市の制度を適用する。

企画業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
16 防災事業 (1)防災会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会長 市長 ・委員 27人 (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者 (2) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 (3) 愛媛県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者 (5) 教育長 (6) 消防長及び消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者 (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認め委嘱する者 ・任期 2年 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長 村長 ・委員 9人 (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者 (2) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者 (3) 愛媛県警察の警察官のうちから村長が任命する者 (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者 (5) 教育長 (6) 消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者 ・任期 (7)のみ2年 		合併時に新居浜市の制度に統一する。
(2)災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 本部長 市長 副本部長 助役 本部付 収入役、教育長 庶務班ほか29班 	<ul style="list-style-type: none"> 本部長 村長 副本部長 助役、消防団長 総務班 経済班 教育班 		合併時に新居浜市の制度に統一する。
(3)防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線29台 ・地上系防災行政無線2台 ・衛星系防災行政無線2台 防災行政無線は市域内では交信可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線22台 ・地上系防災行政無線1台 ・衛星系防災行政無線1台 	互いの周波数が異なるため統一する場合、無線機の更新、中継局の設置等が必要となる。 また地上系、衛星系無線の取扱い。	防災行政無線の運用については、設備の統一など効率的な運用が図られるよう調整する。
(4)防災訓練	防災週間に際し、年1回実施			合併時に新居浜市の制度に統一する。

企画業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
17 男女共同参画	男女共同参画課担当 女性総合センター運営 男女共同参画施策の推進、男女平等の意識啓発 審議会等への女性の登用促進（平成15年度までに女性委員の割合を30%以上目標） 職業・家庭生活相談 DV相談（毎週土曜日第2，4火曜日）	総務課担当だが、事例がない。	別子山村においても男女共同参画行政を進める。	合併時に新居浜市の制度を適用する。

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
1 電算システム	行政情報システム (NAIS) 自己開発による電算化 IBM 9672使用 財務会計システム (FINTS) 自己開発による電算化 IBM AS400使用 端末機等 パソコン 118台 プリンター 114台		システム適用のための設置必要機器等 ・パソコン 2台 NAIS・FINTS兼用 ・プリンター 2台 ・通信回線 1回線 (専用線128Kb)	
(1) 住民基本台帳電算処理	オンライン処理	システム化なし 台帳よりコピーし発行 登録は直接原簿に記載し保管	住民票の入力、戸籍附票の入力作業の実施時期	合併時に新居浜市のシステムを適用する。
(2) 印鑑登録システム	オンラインによるシステム化 カード処理 (台帳は、印鑑登録保管庫に施錠して保管)	システム化なし 台帳よりコピーし発行 (台帳は、印鑑登録保管庫に施錠して保管)	印鑑登録台帳の印影読み込み作業の実施時期	合併時に新居浜市のシステムを適用する。
(3) 外国人登録システム	バッチシステム	システム化なし 該当者なし		合併時に新居浜市のシステムを適用する。
(4) 住登外記録システム	オンライン処理	システム化なし	住登外記録の入力、修正作業の実施時期	合併時に新居浜市のシステムを適用する。
(5) 個人市民税システム	オンライン処理	システム化なし	合併年度の証明交付事務及び調定集計作業の手作業対応	当面、現行どおりとし、合併年度の翌年度課税分から新居浜市のシステムを適用する。
(6) 法人市民税システム	オンライン処理	システム化なし	合併年度の調定集計作業の一部電算未対応部分が残る。	当面、現行どおりとし、合併年度の翌年度課税分から新居浜市のシステムを適用する。
(7) 軽自動車税システム	オンライン処理	システム化なし	データ入力作業の時期及び同一ナンバーのデータ区別の方法	合併時に新居浜市のシステムを適用する。
(8) 固定資産税システム	バッチシステム	愛媛電算(株)に委託	別子山村データの新居浜市のシステムへの移行作業	合併時に新居浜市のシステムを適用する。
(9) 収納消込システム	バッチシステム	システム化なし	不均一課税等による課税データのない消し込みの対応	合併時に新居浜市のシステムを適用する。
(10) 国民年金システム	オンライン処理	システム化なし		合併時に新居浜市のシステムを適用する。

	現 況		課題	調整方針
項目	新居浜市	別子山村		
(11)介護保険システム	オンライン処理	システム化なし	データ入力作業の時期	合併時に新居浜市のシステムを適用する。
(12)国民健康保険システム	バッチシステム	愛媛電算(株)パッケージ購入	不均一課税への対応	当面、現行どおりとし、合併後、新居浜市のシステムへの統一に努める。
(13)財務会計システム	オンライン処理	システム化なし	債権者DB、職員DB、郵便局口座振込処理の対応 新予算データの内容確認 収納未入力データの決算反映	合併時に新居浜市のシステムを適用する。
(14)上下水道料金システム	オンライン処理	システム化なし		現行どおりとする。
(15)その他バッチシステム	バッチシステム 選挙、予防接種、学齢簿、幼稚園就園奨励、児童生徒健康診断、成人式、保育業務、納税組合、口座振替、福祉手当、重心医療、老人措置、在宅福祉、児童手当、老人医療、レセプト審査、母子・乳幼児医、農家台帳、下水道受益者負担金、職員互助会、市営住宅使用料、給与・人事予算書作成	システム化なし	データ入力作業の時期	合併時に新居浜市のシステムを適用する。
2 行政情報ネットワークシステム	情報系ネットワークシステム ・IBM AS400使用 ・本庁及び出先機関58ヶ所を接続 ・グループウェアソフト：ロータスノート ・職員1人に1台配備（一部技術技労職を除く） パソコン 753台 プリンター 198台 ・インターネット接続	・本庁内のプリンター共有のみ ・グループウェアソフト：無 ・本庁のみ職員1人に1台配備 ・インターネット接続（ダイヤルアップ） 出先2ヶ所（公民館・保育園）については未接続	新居浜市と別子山村間の通信回線及び容量の確保 LAN未接続の公民館及び保育園の接続	合併時に新居浜市のシステムに統一する。

財務業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
1 財務会計システム	I B Mのオフィスコンピュータシステムにより、運用している。 (システム開発元は(株)O E C) 処理内容 (1) 予算編成、(2) 執行管理、(3) 出納管理、(4) 決算管理	システムなし		合併時に新居浜市の制度を適用する。
2 起債管理システム	起債管理システム(財政課のパソコン)により運用している。 (システム開発元は(株)ぎょうせい)	単独システムにて実施中 リース契約		合併時に新居浜市の制度に統一する。
3 例規集	新居浜市特別会計条例 新居浜市予算の編成及び執行に関する規則 予算の効率的執行と経費節減について (昭和44年庁達第1号) 新居浜市補助金等交付規則 収入役の補助組織設置規則 新居浜市収入役の補助職員設置に関する規則 新居浜市会計規則 新居浜市債権規則	別子山村特別会計条例 その他財務関係規定なし		合併時に新居浜市の制度に統一する。
4 財政事情の作成及び公表に関する条例	公表内容 (1) 収入及び支出の概況 (2) 住民の負担の状況 (3) 公営事業の経理の概況 (4) 財産、地方債及び一時借入金の現在高 (5) その他市長において必要と認める事項 公表時期 年2回公表 前年4月1日～3月31日のものを7月に公表 4月1日～9月30日のものを10月に公表	公表内容 (1) 歳入歳出予算の執行状況 (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高 (3) その他市長において必要と認める事項 公表時期 年2回公表(5、11月)		合併時に新居浜市の制度に統一する。

財務業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
5 基金の取扱い	条例により設置 1 新居浜市国際交流基金 2 新居浜市生活文化まちづくり基金 3 新居浜市財政調整基金 4 新居浜市減債基金 5 新居浜市土地開発基金 6 新居浜市奨学資金貸付基金 7 新居浜市入学準備金貸付基金 8 新居浜市特別奨学基金 9 新居浜市青野記念奨学基金 10 新居浜市寺尾音楽教育振興基金 11 新居浜市工藤交通災害遺児修学基金 12 新居浜市立図書館図書整備基金 13 新居浜市文化振興基金 14 新居浜市体育施設建設基金 15 新居浜市国民健康保険財政調整基金 16 新居浜市介護給付費準備基金 17 新居浜市地域福祉基金 18 新居浜市交通災害共済基金 19 新居浜市平尾墓園管理基金 20 新居浜市ふるさと・水と土保全対策基金 21 新居浜市浮川健康づくり基金 22 新居浜市公共施設整備基金	条例により設置 1 別子山村財政調整基金 2 別子山村筏津地域開発基金 3 別子山村土地開発基金 4 別子山村別子観光開発基金 5 別子山村国民健康保険財政調整基金 6 別子山村減債基金 7 別子山村ふるさと水と土保全対策基金 8 別子山村福祉基金 9 別子山村奨学資金貸付基金 10 別子山村介護保険財政調整基金	別子山村独自の基金の取扱い	別子山村の基金は、財産として新居浜市に引き継いだ後調整する。
6 指定金融機関の調整	指定金融機関 (株)伊予銀行各本支店 指定代理金融機関 (株)愛媛銀行各本支店 収納代理金融機関 新居浜市農業協同組合本店各支所 (株)三井住友銀行各本支店 東予信用金庫各本支店 (株)広島銀行各本支店 (株)百十四銀行各本支店 (株)香川銀行各本支店 (株)高知銀行各本支店 四国労働金庫各本支店		別子山村内の金融機関は郵便局だけである。	合併時に郵便局を収納代理郵便官署として指定する。
7 物品の納入	新居浜市会計規則 物品関係(同規則第3条関係) 納入後の記録保管管理(備品台帳の記録、備品標識票)		物品会計 備品台帳整備 備品標識票整備	合併時に新居浜市の制度に統一する。

財務業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
8 指名参加業者の登録(工事、物品) * 入札参加資格申請	<p>入札参加資格申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則2年に1回 ・受付期間については 物品:2月1日～2月15日 工事:2月1日～2月末日(年により多少変動あり) ・中間年の申請については残り1年間に有効期間 ・建設業者(市内業者のみ)については、「新居浜市建設業者格付事務取扱要綱」に基づき、指名基準に必要な等級の格付けを行う。 	<p>入札指名参加願い受付</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年に1回 3月初日～末日までに提出(経済課対応) 	受付期間の統一	合併時に新居浜市の制度に統一する。
9 工事請負契約	<p>新居浜市契約規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約規則に定めるもののほか、規程、要綱等に定めるところにより処理を行っている。 新居浜市競争入札参加資格審査委員会(規程) ・(組織)会長:助役 委員:部長 ・一般競争入札、設計金額3,000万円を超える工事及び予定価格500万円を超える業務委託について対応。 指名競争入札(工事請負関係)における指名基準 ・契約規則の規定に基づき、指名基準を定めている。 一般競争入札方式の採用 ・原則として設計金額1億5,000万円以上の工事について採用。 低入札価格調査制度の導入 ・工事入札について導入 履行保証制度の導入 ・設計金額130万円以上の工事について導入。 前金払制度の導入 ・設計金額130万円以上の工事及び業務委託について適用(工事については請負金額の40%、業務委託については30%) 入札情報の公表 ・予定価格の事前公表(随意契約を除く工事入札) ・指名業者の事前公表 ・入札結果の公表(すべての工事及びコンサルタント業務)落札者名、契約金額、設計金額、予定金額、調査基準価格、各入札額等 工事検査結果の公表 新居浜市建設工事指名停止処分要綱 ・指名停止処分要綱により指名停止を行う。 新居浜市公正入札調査委員会(要綱) 新居浜市談合情報対応マニュアル ・競争入札の談合に関する情報に対し、マニュアルに基づき、公正入札調査委員会において対応を決定する。 	<p>工事担当課が対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 指名競争入札のみ実施 工事金額が130万円以下のものは随意契約 入札結果の公表 有 	業者の指名においては地域を考慮する必要がある。(基準設定)	合併時に新居浜市の制度に統一する。

財務業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
10 業務委託に関すること(工事に関係しない事務事業のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1件300万円を超える委託契約については委託先及び委託料について委託契約審査委員会の審議を経て各課が契約(契約課合議) ・ 1件300万円以下の委託契約については各課が業者を指名し、入札見積後契約(契約課合議) 		委託先について地域性を考慮する必要がある(道路パトロール・除雪作業)	合併時に新居浜市の制度を適用する。
11 物品の購入及び修理等の契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品(単価契約物品を除く)の購入は各課から物品購入請求を契約課へ提出し、契約課で入札または見積合わせをして業者へ発注 ・ 単価契約物品については各課で発注 ・ 修理については(1)50万円以下は各課所で業者を選定して見積を徴収し発注、(2)50万円を超える器具修繕については各課から契約課へ修繕請求を提出し、契約課で入札または見積合わせをして業者へ発注 	比較見積りによる購入物品の購入契約締結 物品納入時の立会、検収	単価契約物品の納品には地域性を考慮する必要がある	合併時に新居浜市の制度に統一する。
12 不用物品の処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破損のはなはだしい物品又は将来使用見込みのない物品は、物品廃棄処分何書により売却又は廃棄処分を決定する。ただし、取得価格1件100万円以上の物品(重要物品)は、市長決裁を経て処分を決定。 ・ 物品の廃棄後、処分済報告書を契約課へ提出。(庁内分:契約課で一括廃棄、出先機関:各課所にて廃棄) 			合併時に新居浜市の制度を適用する。

管財業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
1 庁舎及び構内の維持管理及び清掃	庁舎の日常清掃は土日祝祭日を除く 清掃回数は各階、各場所により詳細に区分されているため、一般的に下記のように表現する ・共用部分 2回/日～1回/週 ・専用部分 1回/日～2回/月 ・定期清掃 1回/日～2回/月	庁舎清掃 年1回 床面清掃ワックスがけ 窓ガラス	別子山村における庁舎清掃は単純技能労務職員(1名)により行われている	技能労務職員退職のため、合併時までに調整を行う。
2 電話機器委託	市庁舎電話機設備保守点検業務 (株)NTT ME 四国	なし		
3 電話交換業務	民間委託	なし		
4 各種工事の完成検査立会	市有物件となるものについては、財産確認のため随時完了検査に立会う。	工事担当課が対応		合併時に新居浜市の制度に統一する。
5 その他	マイラインプラスに加入することにより、各種割引サービス契約をしている。 ・市内、県内サービス・・・NTT西日本 ・県外、国際サービス・・・NTTコミュニケーションズ	NTT、KDDIと割引サービス契約		
6 市(村)有財産の取得管理及び処分	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 ・予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 ・予定価格5千万円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格7百万円以上の不動産もしくは動産の買入れ若しくは売払い(土地は1件5千㎡以上)		合併時に新居浜市の制度に統一する。
	財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例 ・普通財産及び物品の交換 ・普通財産の譲与又は減額譲渡 ・普通財産及び物品の無償貸し付け又は減額貸付			合併時に新居浜市の制度を適用する。
	公有財産規則 ・法令又は条例に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。			合併時に新居浜市の制度を適用する。
	行政財産使用料条例 ・使用料額 ・使用料の減免 ・使用料の還付			合併時に新居浜市の制度を適用する。
	不動産評価委員会条例 ・本市に於ける不動産の取得、処分に関し、価格の適正を期するため、市長の付属機関として新居浜市不動産評価委員会を置く。			合併時に新居浜市の制度を適用する。

管財業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
7 市(村)有財産の取得管理及び処分	新居浜市支障物件整理委員会条例 ・新居浜市が所有する財産の管理を円滑に行うため、支障物件整理委員会を置く。			合併時に新居浜市の制度を適用する。
	市有物件については全て建物総合損害共済に加入 ・加入先～社団法人全国市有物件災害共済会	建物災害共済は自治協会愛媛県 支部に加入		合併時に新居浜市の制度に統一する。
8 市(村)有財産台帳の整備及び報告	新居浜市会計規則第145条 ・収入役への決算調書の提出	公有財産 決算書添付 物品 物品台帳のとおり		合併時に新居浜市の制度に統一する。
	新居浜市財政事情の作成及び公表に関する条例第2条及び第3条 ・財政事情の公表			合併時に新居浜市の制度を適用する。
	新居浜市公有財産規則第27条 ・財産台帳		財産台帳整備	別子山村は合併時までに財産の資料整備を行う
9 土地建物賃貸借契約(使用料含む)	(H12年度～現年調定額) ・土地貸付・・・116件(12,982,520円) ・建物を含む土地貸付・・・4件(400,953円) ・土地建物使用料・・・14件(6,345,016円) (H12年度借地料～支出総額) ・土地借受・・・119件(53,311,464円)	土地貸付 赤石山荘用地 18,964円 N T T 34,860円 土地借受 個人30件 854,907円 建物賃貸 なし	賃貸借料の基準が異なる	現在、別子山村で締結している賃貸借契約については、契約更新時に新居浜市の制度を適用する。
10 庁用内自販機の設置料金	設置料金としてではなく、電気料金として徴収している。 1台につき・たばこ自販機 500円/月 ・ジュース自販機1,000円/月	なし		合併時に新居浜市の制度を適用する。
11 庁用自動車保管及び申請	新居浜市庁用自動車等管理規定 ・管財課集中管理車両状況 軽自動車・・・36台 小型乗用車・・・1台 小型貨物車・・・15台 その他特殊・・・2台 普通乗用車・・・4台 普通貨物車・・・1台 乗用自動車(マイクロバス)・・・1台 単 車・・・9台 自 転 車・・・7台(合計76台)	公用車状況 軽自動車・・・3台 小型自動車・・・3台 普通乗用車・・・2台 普通貨物・・・1台 乗用自動車・・・1台(マイクロバス29人乗) 小型消防ポンプ積載自動車・・・4台	*老朽化(S61購入)したマイクロバスの取扱い *マイクロバスを除く車両の任意保険加入先は町村共済となっている	*別子山村区域における車両については新居浜市庁舎における集中管理が困難なため、現地における車両取り扱いき事務とする。 *別子山村に配置する車両は組織機構が決定した後に調整する。
	任意保険内訳(自転車を除く) ・民間保険加入・・・12台 ・社団法人全国市有物件災害共済会・・・57台			

管財業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
12 庁用自動車使用調整及び運行	新居浜市庁用自動車管理規定 ・運転手(常勤)・・・7名 ・使用簿及び申請書による調整	別子山村公用車管理規定 マイクロバス貸与規定 運転者服務規程 使用簿及び申請書による調整	マイクロバス貸与規定の取扱い	マイクロバス貸与規定は廃止し、他は新居浜市の制度に統一する。別子山村区域で使用する車両の管理等については、同区域に担当を設置する。
13 法定外公共物譲与申請事業	平成13年度より特定作業を開始。市単独で実施する区域と業務委託区域に分け、平成16年度までに行政管理区域全域の特定作業を完了し申請する。	平成16年度に全村域を業務委託することにより特定作業を実施予定		* 管財課において事務処理を引き継ぐ。 * 別子山村地域における特定作業は業務委託により対応する。
14 市(村)営住宅管理	市営住宅条例 ・敷金の納入は家賃3ヶ月分 市営住宅条例施行規則 市営住宅使用料の減免及び敷金徴収規則 市営住宅監理員及び管理人規則 市営住宅処分規則	村営住宅管理条例 村営住宅管理規則 村営住宅使用料の減免規則 村営活性化住宅の設置及び管理に関する条例 村営活性化住宅の設置及び管理に関する条例施行規則	公営住宅の家賃の決定方法が異なる。村単独で建設した住宅(活性化推進住宅)の取扱い。	別子山村の公営住宅については合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、公営住宅1戸(保土野)については、合併前に用途廃止の手続きを行う。別子山村の活性化推進住宅については当面現行どおり引き継ぐ。家賃については、当面現行どおりとする。
15 市(村)営住宅申込者の資格	住所要件は無し	住所要件 無 所得要件 有		合併時に新居浜市の制度に統一する。
16 市(村)営住宅入居申込み・抽選	補欠入居申込み時期 ・毎年10月申込み、11月抽選			合併時に新居浜市の制度に統一する。
	随時入居申込み ・毎年12月から翌年の補欠入居申し込み前日迄			
17 入居者の選考	新居浜市市営住宅入居者選考委員会規則	必要に応じ委員委嘱		合併時に新居浜市の制度に統一する。
18 入居者の保証人	連帯保証人・・・2名			合併時に新居浜市の制度に統一する。

窓口業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
1 住民基本台帳 電算処理	オンライン処理	システム化なし 台帳よりコピーし発行 登録は直接原簿に押印し保管	住民票の入力、戸籍 附票の入力 オンライン システム導入 時 期、予算 他市町村へ の通知(住民登録27 7名、男136名、女 141名)(戸籍附票 482戸、本籍人口9 79人)	合併時に新居浜市のシ ステムに統一する。
2 印鑑登録シス テム	オンラインによるシステム化 カード処理 台帳は、印 鑑登録保管庫に施錠して保管	システム化なし 台帳よりコピーし発行 台帳は、印鑑 登録保管庫に施錠して保管	(1) 印鑑登録台帳の 印影読み込み (2) 印鑑登録証の交 換	合併時に新居浜市のシ ステムに統一する。
3 戸籍処理	現在戸籍は、タイプライターによる記載処理 除籍・改 原戸籍はマイクロフィルムによる管理 戸籍の原本は、 戸籍保管庫に町名の地番順に施錠して保管	現在戸籍は、タイプライターによる記載処理 除籍・改 原戸籍も紙による管理 戸籍の原本は、戸籍保管庫に地 番順に施錠して保管	(1) 戸籍処理等 (2) 除籍・改製原戸 籍のマイクロフィ ルム化・時期、予 算 (3) 本籍欄の変更 (現在戸籍482戸)	合併時に新居浜市のシ ステム及び保管方法に 統一する。
4 原簿の保管	印鑑登録原票、現在戸籍、マイクロフィルム(除籍・改 原戸籍)、外国人登録原票	鍵付書庫 住民票 地区別 印鑑	戸籍簿・保管場所	合併時に新居浜市の保 管方法に統一する。

窓口業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
5 各証明書の発行及び異動手続きの処理	<p>【有料分】</p> <p>(1) 手作業で写しを作成し、認証器で認証するもの (戸籍の謄本・抄本、除・改原戸籍の謄本・抄本)</p> <p>(2) 手作業で証明書を作成し、市長印を押印するもの (戸籍の記載事項証明、除・改原戸籍の記載事項証明、届出若しくは申請の受理証明、届出の受理証明(上質紙使用)、届出書の記載事項証明、身分に関する証明、住民票記載事項証明、火災等に関する証明、埋葬・火葬・改葬に関する証明、不在住・不在籍証明、婚姻要件具備証明、登録原票記載事項証明書、その他の証明、自動車臨時運行許可、火葬場使用料、公営葬儀許可)</p> <p>(3) 電算で認証印つきで作成されるもの (住民票の写し、戸籍の附票の謄本・抄本、印鑑に関する証明)</p> <p>(4) 書類等の閲覧 (戸籍法第48条第2項の書類の閲覧、公簿、公文書、図書等の閲覧)</p> <p>(5) 持参した書類に認証器で認証するもの (年金関係証明)</p> <p>【無料分】</p> <p>(1) 持参した書類に認証器で認証するもの(年金関係証明)</p> <p>(2) 手作業で証明書を作成し、市長印を押印するもの (除籍廃棄証明、火災証明(再製していないもの)、労働基準法111条(57条)による証明、本籍地更正証明、住居表示に関する証明、墓地改葬許可証明、埋、火葬許可)</p>	<p>発行及び異動処理 即時処理 異動に関しては、窓口にて異動内容の確認、異動補助用紙に署名をもらい即時処理</p> <p>全て手作業で証明書を作成し、手で村長印を押印</p>	<p>(1) 住所異動と戸籍届に関する確認資料の設置</p> <p>(2) 両市村の各種申請書様式が異なる。</p>	<p>別子山村に設置する支所において、新居浜市の支所の例により、各証明書の発行及び異動手続きの処理を行う。</p>
6 外国人登録システム	<p>法務省貸与の入力機による管理オンラインによるシステム化</p>	<p>システム化なし</p>	<p>別子山村は、外国人登録証明書の調整依頼等の事務を全て手作業で行っている。</p>	<p>合併時に新居浜市の制度に統一する。</p>

窓口業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
7 窓口手数料	新居浜市手数料条例のとおり	別子山村手数料徴収条例のとおり	一部の手数料に関しては、金額に差がある。	合併時に新居浜市の制度に統一する。
8 昼休みの対応	交替勤務で対応	交替勤務		現行どおりとする。
9 土、日、祝日の対応	宿日直室で戸籍関係の受付だけ対応 宿日直室で住民票、印鑑登録証明書の電話予約分の交付	宿日直者が戸籍関係の受付だけ対応	別子山村の宿日直者がいなくなる。	合併時に新居浜市の制度に統一する。
10 市民相談、行政相談、法律相談	市民課で受付	総務課で受付	受付担当課の統一	市民相談（心配事相談）、行政相談は新居浜市、別子山村両市村で行う。法律相談は新居浜市で行う。
11 結婚時のお祝い	アルバムを贈呈	現金20万円を贈呈	両市村の制度に差異がある。	合併時に新居浜市の制度に統一する。
12 出生時のお祝い	アルバムを贈呈	現金10万円を贈呈	両市村の制度に差異がある。	合併時に新居浜市の制度に統一する。
13 国民年金事務	平成14年4月から保険料収納事務、資格勧奨事務等が国の直接事務となり、存続した加入届出等受付・免除申請・裁定請求・現況届・老齢福祉年金事務等は国の法定受託事務であり、20歳到達者情報提供・広報啓発・相談事務は協力連携事務として実施。	新居浜市と同じ。	国の法定受託事務及び協力連携事務のため課題なし。	別子山村では、現況の国民年金各種届出等の窓口受付のみとし、各種届出等の進達関係及び異動処理等は新居浜市にて統一して実施する。

産業振興事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
1 商工会議所	新居浜商工会議所 組織（平成12年度末現在） 会員数 3,302名(22,503.5口) 7部会 商業、工業、金融、運輸交通、建設、環境衛生、庶業サービス 年会費 2,000円/年・口			現行どおりとする。
2 金融制度	1 自治金融 新居浜市中小企業融資制度 （振興資金長期） 限度額 設備資金 500万円（5年） 運転資金 500万円（5年） 利率 1.5%（H14.1.21現在） （振興資金季節） 限度額 運転資金 300万円（6ヶ月） 利率 1.0%（H14.1.21現在） （設備近代化資金） 限度額 設備資金 3000万円（10年） 一部5000万円 利率 1.0%（H14.1.21現在） 金融機関 伊予銀行 他7行 申込窓口 新居浜商工会議所			合併時に新居浜市の制度を適用する。
	2 県信用保証協会への出えん 平成13年度末現在 17,877千円			現行どおりとする。
	3 金融制度取扱い機関への預託 自治金融 （振興資金） 預託金 平成13年度 17400万円 愛媛県信用保証協会 （設備近代化資金） 預託金 平成13年度 47300万円 伊予銀行 他7行 その他の金融 （商工組合中央金庫） 預託金 平成13年度 2000万円 商工組合中央金庫松山支店			現行どおりとする。

産業振興事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
	4 新居浜市中小企業振興資金等 保証料助成・期限内完済後、貸付金500万円 まで保証料相当額を市で助成			合併時に新居浜市の制度を適用する。
3 中小企業対策	1 新居浜市中小企業振興助成制度 高度化事業等14事業に補助金を交付			合併時に新居浜市の制度を適用する。
	2 東予産業創造センター推進事業 ・建設債務負担金等 13年度 16,919千円 ・中小企業新事業展開支援業務委託 13年度 5,183千円 ・地場産業販路開拓支援業務委託 13年度 980千円 ・ものづくり体験事業業務委託 13年度 1,630千円			現行どおりとする。
	3 工業試験場 中小鉄工業の技術水準と生産技術の向上を図り、 工業の振興と技術開発を促進する 開場時間 8:30～17:15 休場日 ・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・1月1日～3日まで及び12月29日～31日 まで 管理運営 東予産業創造センター委託 使用料 検査手数料有り(新居浜市工業試験場設 置及び管理条例第5条関係 別表)			現行どおりとする。
4 商業振興施設	新居浜市商業振興施設設置及び管理条例 (新居浜市例規集第3巻第12編第1章 P4485) 使用料...条例のとおり			現行どおりとする。
5 生活路線バス	瀬戸内運輸(株)による運行 出資金 1,572,150円(31,443株) 助役が取締役 関連路線 病院前～マインビ°ア別子線 小松～山根線 (H14.4.1からマインビ°ア別子まで)	瀬戸内運輸(株)による運行(川之江～別子山村線)		路線維持に必要な補助金を新居浜市が引き継ぐ。

産業振興事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
6 勤労者対策	1 新居浜市勤労者融資制度 (住宅建設資金) 限度額 1000万円 貸付期間 300ヶ月 貸付金利 固定 3.96% 変動 2.125% (福祉資金) ・教育 限度額 200万円 貸付期間 108ヶ月 貸付金利 2.0% ・医療、冠婚葬祭 限度額 100万円 貸付期間 60ヶ月 貸付金利 3.5%			合併時に新居浜市の制度を適用する。
	2 融資制度取扱機関への預託 (住宅建設資金) ・預託金 平成13年度 19500万円 四国労働金庫(福祉資金) ・預託金 平成13年度 20000万円 四国労働金庫(労働金庫育成資金) ・預託金 平成13年度 1000万円 四国労働金庫(医療生協育成資金) ・預託金 平成13年度 500万円 四国労働金庫			現行どおりとする。
	3 その他の機関への預託 ・預託金 平成13年度 2000万円 (生協)愛媛県労働者住宅協会			現行どおりとする。
	4 県労働者信用基金協会への出えん 平成13年度末現在 2240万円			現行どおりとする。
	5 Uターン支援事業 希望者に求人情報送付(登録制、無料)			合併時に新居浜市の制度を適用する。

産業振興事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
6 勤労者対策	<p>6 シルバー人材センター</p> <p>ア 高齢者に臨時的かつ短期的な業務を提供し、生きがいの充実、社会参加の推進を図り、活力ある地域づくりに寄与する</p> <p>イ 会員数 1402人(H13.12末)</p> <p>ウ 就労状況(12年度)</p> <p>受注件数 8,884件</p> <p>契約高 627,001,450円</p> <p>就業実人数 1,069人</p> <p>就業延人員 105,355人</p>			現行どおりとする。 (支部的な組織の設置を検討)
	<p>7 勤労青少年ホーム</p> <p>開館時間 13:00～21:45</p> <p>休館日 ・土、日曜日 ・国民の祝日 ・1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで</p> <p>職員 2名(臨時、非常勤職員)</p> <p>新居浜市勤労青少年運営委員17名</p> <p>勤労青少年グループホーム協議会へ補助金支給 481,000円</p>			現行どおりとする。
	<p>8 勤労者体育センター</p> <p>雇用・能力開発機構と新居浜市の共有建物</p> <p>開館時間 9:00～21:00</p> <p>休館日 ・月曜日(月曜日が国民の祝日にあたるときはその翌日) ・1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで</p> <p>管理運営 シルバー人材センターへ委託</p> <p>使用料 新居浜勤労者体育センター設置条例及び管理条例第7条関係別表)</p>			現行どおりとする。
7 消費者行政	<p>1 消費生活モニター(最大50人)</p> <p>消費生活団体</p> <p>新居浜市消費生活改善推進協議会</p> <p>消費生活展、消費者のつどい交互に隔年開催</p> <p>自立する消費者学習講座</p>			現行どおりとする。

産業振興事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
7 消費者行政	2 計量行政 ・計量普及推進事業 愛媛県計量協会新居浜支部に業務委託(委託料67,000円) ・一日計量巡視(年1回) ・特定計量定期検査事前調査を実施 隔年 調査員 10人			現行どおりとする。
	3 貯蓄奨励事業補助金 51,500円 × 2団体(全額県補助)			現行どおりとする。
	4 家庭用品表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づき店舗に立入検査を実施(年2~3回)	該当事業所なし		現行どおりとする。
	5 日曜日 日曜市をすすめる会に補助金支給(760,000円)			現行どおりとする。
	6 物価調査 消費生活モニターが月1回物価調査を実施			現行どおりとする。
8 貯木場使用料	新居浜市貯木場使用料 (1) 陸上貯木場 1日1平方メートルにつき3円6銭 (2) 水面貯木場 1日1平方メートルにつき 74銭			現行どおりとする。
9 企業立地奨励措置	新居浜市企業誘致促進条例に基づき、企業立地事業者に奨励金を交付する。 (1) 企業立地促進奨励金 (2) 新規事業促進奨励金 (3) 雇用促進奨励金 (4) 環境保全施設等奨励金			合併時に新居浜市の制度を適用する。
10 工業用地賃貸制度	賃貸期間 10年(事業用借地) 賃貸料(年) 分譲価格×2% 保証金 (1) 市内企業 賃貸料の1年分 (2) 市外企業 賃貸料の2年分 規則上は、東部開発工業地域に限定			合併時に新居浜市の制度を適用する。
11 (株)マイントピア別子	(株)マイントピア別子 役員(H13.3.31現在) 代表取締役(1名) 取締役専務(1名) 取締役(9名)新居浜市長 監査役(4名)新居浜市議会議員2名 出資金86,000千円(持株比率35.8%) 損失補償有り	マイントピア別子に、1,000千円出資している。		両市村の出資金を合わせた額を合併後の市出資金とする。

産業振興事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
12 端出場温泉保養センター	新居浜市端出場温泉保養センター設置及び管理条例 温泉保養センター使用料 大人 800円 小人 400円 幼児 200円 (その他条例別表のとおり)			現行どおりとする。
13 新居浜市温泉供給施設	新居浜市温泉供給施設設置及び管理条例			現行どおりとする。
14 (社)観光協会	(社)新居浜市観光協会 役員 会長(1名) 副会長(2名) 専務理事(1名) 理事(13名) 監事(2名) 事務局(3名 うち事務局長は、理事兼任) 補助金 11,292千円 年会費 会長 500千円以上 副会長 120千円以上 理事 60千円以上 正会員 1口2千円 賛助会員 1口千円			現行どおりとする。
15 物産協会	新居浜市物産協会 役員 会長(1名) 副会長(2名) 理事(9名) 監事(2名) 会員 70 事務局(1名) 補助金 250千円/年 年会費 10千円			現行どおりとする。
16 各種イベント及び助成	新居浜太鼓まつり にいしま納涼花火大会 春は子供天国 お母さんコースINマイントピア別子 サマーフェスティバルIN新居浜 新居浜コンガ踊り 新居浜母親大会 日曜日			現行どおりとする。

産業振興事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
17 ゆらぎの森		<p>都市住民や次代を担う青少年に農林業、自然に対する理解を深めさせるとともに、地域の活性化を図るため森林公園として条例設置。管理運営は、有限会社 悠楽技に委託している。</p> <p>1. 施設内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域農産物等活用型総合交流促進施設 ・巨大パーゴラ ・椎茸栽培施設 ・山野草育成施設 ・東屋(5棟) ・駐車場 ・自然資源活用型交流促進施設(作楽工房、炭焼工房) <p>2. 有限会社 悠楽技</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員 代表取締役社長 1名 取締役 2名 監査役 1名 ・社員及び資本金 社員数(出資者数) 20者 資本金 3,000万円 (内別子山村 2,765万円、92.2%) ・従業員 7名 	管理運営方法等の取扱い	管理運営について見直しを図る。
18 別子観光センター等		<p>別子観光センターを中心に各種施設が条例設置され一体的に利用されている。</p> <p>1. 別子観光センター (筏津山荘・筏津養魚場・筏津園地)</p> <p>2. 別子観光センター管理棟</p> <p>3. 別子山村生活改善センター</p> <p>4. 別子山村筏津キャビン</p> <p>5. 別子山村特産品販売施設</p> <p>以上の施設を業務委託、賃貸借契約等により管理している。また、別子観光センター運営委員会を設置している。</p>	管理運営方法等の取扱い	管理運営について見直しを図る。
19 別子山村木材加工施設		<p>昭和61年に木材加工施設を産業振興と雇用の確保のため設置され、有限会社別子木材センターが施設を借受し木材加工をしている。加工場2棟1132㎡ 機械施設一式</p> <p>有限会社設立は昭和61年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員 代表取締役社長1名 取締役3名 監査役2名 ・社員(出資者) 13者 ・資本金 3,550万円 (内別子山村3,538万円・99.7%) ・従業員 12名 	条例についての検討	当面現行どおりとする。

国民健康保険事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
4 賦課事務 (保険料の算定)	暫定・本算定	本算定のみ	賦課事務の統一	合併時に新居浜市の制度に統一する。
5 納期	賦課期日 4月1日 納期 1期 6月1日～ 6月30日 2期 7月1日～ 7月31日 3期 8月1日～ 8月31日 4期 9月1日～ 9月30日 5期 10月1日～ 10月31日 6期 11月1日～ 11月30日 7期 12月1日～ 12月27日 8期 1月5日～ 1月31日 9期 2月1日～ 2月末日 10期 3月1日～ 3月31日 (本算定は3期)	賦課期日 4月1日 納期 1期 6月15日～ 6月28日 2期 8月1日～ 8月30日 3期 10月1日～ 10月31日 4期 12月1日～ 12月28日	納期の統一	合併時に新居浜市の制度に統一する。
6 給付内容	療養の給付 一般(7割)、退職者本人(8割)、被扶養者入院(8割)、 外来(7割) 療養費 一般(7割)、退職者本人(8割)、被扶養者入院(8割)、 外来(7割) 高額療養費 一部負担金が 一般では63,600円+{(かかった医療費) - 318,000 円}×1%、 上位所得者では 121,800円+{(かかった医療費) - 609,000円}×1%、 低所得者では35,400円を超えた額が支給される。 (世帯合算制度、長期疾病該当者の負担軽減、同一世帯 年4回以上該当の場合の軽減) 出産育児一時金 1件 30万円 葬祭費 1件 1万円	同左		現行どおりとする。
7 国保資格の 取得、喪失、 変更	即日交付	同左		現行どおりとする。
8 減額認定証	窓口で市民税の非課税世帯を確認して発行	同左	記号番号の統一	合併時に新居浜市の制度に統一する。

国民健康保険事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
9 特定疾病認定証	窓口で申請して発行	同左	記号番号の統一	合併時に新居浜市の制度に統一する。
10 レセプト点検	レセプトデータと被保険者台帳を照合して被保険者等の資格をチェックする。	国保連合会に委託	レセプト点検方法	合併時に新居浜市の制度に統一する。
11 保険証更新	新年度の保険証を毎年3月に交付する。	2年毎に3月に交付する。	記号番号及び保険証の有効期間の統一	合併時に新居浜市の制度に統一する。
12 老人医療受給者証	新規老人医療該当者に対して窓口で交付する。	同左	受給者番号の統一	合併時に新居浜市の制度に統一する。
13 高額療養費貸付	高額療養費支給見込額の9割を無利子で貸付	同左		現行どおりとする。
14 国民健康保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> 1 被保険者を代表する委員 4人 2 保険医または保険薬剤師を代表する委員 4人 3 公益を代表する委員 4人 4 被用者保険等保険者を代表する委員 2人 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者代表 1人 国民健康保険医又は薬剤師を代表 1人 公益代表 1人 	委員定数	合併時に統合する。4年間に限り、別子山村においては被保険者代表、公益代表を各1名増員する。
15 健康づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 健康世帯・老人の表彰(賞状、記念品) <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康世帯(13年度 350世帯) 対象世帯 3人以上の世帯は1年間無受診 2人以下の世帯は2年間無受診 (2) 健康老人(13年度 802人) 対象者1年間無受診 (3) いずれの表彰も保険料の滞納がないこと 2 はり・きゅう施術料助成 <ul style="list-style-type: none"> (1) 1術 1,400円の7割給付 (2) 2術 1,500円の7割給付 (3) 平成13年度給付実績 18,646,950円 3 脳ドック <ul style="list-style-type: none"> (1) 費用の8割給付(限度額30,000円) (2) 平成13年度 74人 4 基本健康診査 <ul style="list-style-type: none"> (1) 8,981円のうち 7,781円給付 (2) 平成13年度 200人 	<ul style="list-style-type: none"> 無受診世帯の表彰(賞状、記念品)(13年度1世帯) 対象世帯 保険税を滞納していない前年度無受診世帯 	<ul style="list-style-type: none"> はり・きゅう等の事業は別子山村にはない。 	合併時に新居浜市の制度に統一する。

国民健康保険事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
16 徴収員制度	<p>国民健康保険料徴収員に関する要綱</p> <p>(1) 基本手当 月額 75,000円</p> <p>(2) 能率手当 徴収率に応じて支給 (95%以上96%未満時50,000円)</p> <p>(3) 特別手当 口座振替推進手当 (1件 600円外)</p> <p>(4) 収納金額割 徴収実績全額の1000分の5</p> <p>(5) 収納件数割 徴収実績件数 1件につき65円</p>	<p>徴収委託はなし</p>	新居浜市のみ	現行どおりとする。
17 料金の徴収方法	<p>(現金による納付の場合)</p> <p>金融機関に入金後は収納済通知書を同日又は翌日午前中に市金庫に搬入、出納室を経由し電算係が消込処理を行い、データを更新する。</p> <p>(口座振替の納付の場合)</p> <p>振替日(各期の納期限の日)に金融機関が各口座から引き落としを行い、結果を磁気テープに記録し市に返却、電算係が消込作業を行う。</p>	<p>(現金による納付の場合)</p> <p>村役場内の出納係で収納し、領収書を発行後、役場内の出納簿に手作業で消込作業する。</p> <p>(口座振替の納付の場合)</p> <p>口座振替の収納は実施していない。</p>	別子山村では口座振替を実施していない。	合併時に新居浜市の制度に統一する。
18 還付金の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・口座への返還又は前渡金(徴収員による各世帯への配布)のどちらかの方法 ・決定通知書等の帳票類は電算打出 	<ul style="list-style-type: none"> ・役場内出納係の担当者が前渡金を窓口で返還している。 ・還付関連の書類は手書きで作成 	別子山在住の被保険者に前渡金の還付が生じた場合の還付方法	合併時に新居浜市の制度に統一する。
19 督促状・催告書の発送	<p>(督促状)</p> <p>納期限を過ぎて20日前後に郵便で通知</p> <p>(催告書)</p> <p>年4回(4、9、12、3月)に送付</p>	<p>(督促状)</p> <p>納期限を過ぎて20日前後に発送</p> <p>(催告書)</p> <p>送付の事例がない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市は督促状・催告書とも電算打出しているが、別子山は手書き対応している。 ・納期の期別数が異なるため、督促状の発送回数が異なる。 	合併時に新居浜市の制度に統一する。
20 延滞金・督促手数料	<p>(延滞金)</p> <p>納期限後に保険料を納付する場合は、当該納付金額にその納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6%(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算する。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が500円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。</p> <p>(督促手数料)</p> <p>督促手数料は、督促状1通について100円とする。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>新居浜市と同様</p> <p>(督促料)</p> <p>新居浜市と同様</p>		現行どおりとする。

国民健康保険事業

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
21 納付済証明書	年末調整用・確定申告用合計で年間約5000件を国保課窓口でオンライン端末で作成し発行している。	証明書発行の事例なし		合併時に新居浜市の制度を適用する。
22 国民健康保険財政調整基金	積立額 301,706,593円(13年度末)	積立額 1,089,311円(13年度末)		別子山村の基金は、財産として新居浜市に引き継ぐ。
23 罰則	(1)世帯主が法第9条第1項もしくは第9項の規定により届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合または同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 (2)世帯主又は世帯主であった者が正当の事由なしに法第113条の規定による文書その他物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員への質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 (3)偽り又はその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。	(1)及び(2)の場合の過料は、20,000円以下 (3)は新居浜市と同様	過料の統一	合併時に新居浜市の制度に統一する。

選挙業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
1 選挙管理委員会委員の任期	委員の任期...平成12年12月24日～平成16年12月23日	委員の任期...平成12年2月28日～平成16年2月27日		
2 投票区・開票区及び区域・面積	1 投票区...3 4 投票区 2 開票区... 1 開票区 3 区域 ...新居浜市 1 開票区 他市にまたがっていない 4 面積 ... 1 6 1 . 3 0 k m ²	1 2 投票区 2 1 開票区 3 同左 4 7 3 k m ²		合併後調整する。
3 投票所	投票所数... 3 4 投票所 (繰り上げ・繰り下げ対象箇所なし) 投票所使用施設内訳 市役所支所 1 小学校... 1 0 中学校... 3 高等学校... 1 公民館... 7 集会施設(自治会館等)... 7 保育園... 4 その他... 1	2 投票所 (繰り上げ・繰り下げ対象箇所なし) 投票所使用施設内訳 役場(第1) 保育園(第2)	指定投票区の指定が必要	合併後調整する。
4 農業委員会委員選挙の投票区及び区域	1 投票区...全 1 1 投票区 2 開票区... 2 開票区 (第1開票区...川西・川東地区) (第2開票区...上部地区)	1 1 投票区 2 1 開票区 他市とまたがっていない		合併後調整する。
5 政治活動用立札及び看板の証票	有効期限... 2 年間(年度区切り)	条例なし、公選法に準じる		合併時に新居浜市の制度に統一する。
6 検察審査員候補者選定方法	「検察審査員候補者選定規程」により規定	検察審査会法に基づく(規程なし)		合併時に新居浜市の制度に統一する。
7 ポスター掲示場の設置の有無及び数	ポスター掲示場設置...有 設置箇所数 法定数250カ所 設置数247カ所	有 法定数16カ所 設置数8カ所		現行どおりとする。
8 選挙公報の発行及び選挙公報の配布方法	選挙公報の発行...市長選・市議選ともに有 配布方法...個人に委託契約をし各世帯へ配布依頼。但し一部周辺地区は郵送にて配布			合併時に新居浜市の制度を適用する。
9 選挙管理委員会の指定する個人演説会場	有(一カ所) 新居浜市瀬戸会館			合併時に新居浜市の制度を適用する。

選挙業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
10 選挙公営	<p>条例制定有 「選挙運動用自動車の借上」及び「選挙運動用ポスターの作成」につき、H6.12.27に制定済 *金額等については上記「選挙運動の公費負担の有無及び額」参照</p>	<p>条例なし</p>		<p>合併時に新居浜市の制度を適用する。</p>
11 選挙運動の公費負担の有無及び額	<p>公費負担制度...有 1 選挙運動用自動車の使用 (ア)一般運送契約(ハイヤー等)64,500円/1日 (イ)その他の契約(個別契約) (1)自動車借入れ契約(レンタル)15,300円/1日 (2)燃料供給の契約... 7,350円/1日 (3)運転手雇用の契約...12,500円/1日 (ア)・(イ)のどちらか選択 2 ポスターの作成 当該候補者を通じて、作成単価(ア)に作成枚数(選挙区内のポスター掲示場数を超える場合は当該ポスター掲示場の数)(イ)を乗じた金額 (ア)1,733円×(イ)247枚=428,051円</p>	<p>条例なし 公選法に該当する分のみ負担</p>		<p>合併時に新居浜市の制度に統一する。</p>
12 選挙運動事務従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額	<p>【報酬】 事務員 1日1人10,000円以内 車上運動員 1日1人15,000円以内 手話通訳者 1日1人15,000円以内 労務者 1日1人10,000円以内 超過勤務手当は1日につき上記の額の5割以内 【実費弁償】 (運賃)...実費 (宿泊)運動員・事務員・車上運動員・手話通訳者...12,000円(2食含む) 労務者...10,000円(食事を除く) (弁当)運動員・事務員・車上運動員・手話通訳者...1食につき 1,000円 1日につき 3,000円 (茶菓)運動員・事務員・車上運動員・手話通訳者...1日につき500円</p>	<p>条例なし 公選法に該当する分のみ適用</p>		<p>合併時に新居浜市の制度に統一する。</p>

選挙業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
13 報酬の額	選管委員長 月額 49,500円 選管委員 月額 37,700円 選管補充員 月額 14,100円 選挙長 月額 20,000円 投票管理者・開票管理者 月額 18,300円 投票立会人・開票立会人・選挙立会人 月額 14,100円	選管委員長 年額 62,000円 選管委員 年額 55,000円 選管補充員 定めなし 選挙長 月額 9,400円 投票管理者・開票管理者 月額 9,400円 投票立会人・開票立会人・選挙立会人 月額 7,800円		合併時に新居浜市の制度に統一する。
14 投票立会人の数、選定方法	各投票所3名...102名(34投票所) 但し、今後の選挙では各投票所2名にする予定あり 選定方法...各投票管理者に交渉依頼 70才未満の者(健康上の理由)	各投票所2名...4名(2投票所) 選定方法...事務局で依頼		合併時に新居浜市の制度に統一する。
15 投票管理者の選定方法	市職員のうち、課長級の職員から選定	役場の職員の課長級から選定		合併時に新居浜市の制度に統一する。
16 不在者投票システム及び当日投票システムの導入	平成12年衆議選より、不在者投票システムを導入(四国行政システム開発『不在者投票システム Picassosistema』) また、当日投票システムについても同社のシステムを採用し一部投票所にて導入済			合併時に新居浜市のシステムを適用する。
17 投票用紙自動交付機の有無	33投票所へ投票用紙自動交付機を導入 各投票所3台までは対応可能	なし(手渡し)		現行どおりとする。
18 明るい選挙推進協議会、選定方法	設置あり 市内各種団体の長・小中学校校長会・報道関係等より1名ずつ選定 任期...理事2年、委員4年			合併時に新居浜市の制度を適用する。
19 選挙人名簿閲覧要綱の有無と内容	・要綱の有無...有 (1)当該選挙人・国・地方公共団体・大学・報道機関等であること。 (2)政党や候補者が政治活動及び選挙運動の資料として使用するとき。 (3)営利上の目的に使用される恐れのないとき。 (4)基本的人権の侵害等につながる恐れのないとき。			合併時に新居浜市の制度を適用する。

選挙業務

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
20 総代制の土地改良区の有無	総代選挙を行う（総代制をとっている）改良区数... 9 改良区 近隣市町村にまたがる改良区はなし	改良区がない		現行どおりとする。

総合計画等の調整方針

新居浜市	別子山村	調整方針
新居浜市長期総合計画	別子山村過疎地域自立促進計画	長期総合計画は、平成17年度に別子山村を含め見直しを行う。それまで、別子山村分については、新市計画を長期総合計画に代わるものとして取り扱う。 過疎地域自立促進計画は、合併後も別子山地域が過疎地域として特例措置が受けられるため、合併後速やかに策定する。
新居浜市地域防災計画	別子山村地域防災計画	別子山村地域防災計画の内容を検討し、必要ならば本市計画に加味し、改訂をする。
新居浜市水防計画	別子山村水防計画	合併時に内容を見直す。
新居浜市行政改革大綱	別子山村行政改革大綱	別子山村行政改革大綱を廃止し、新居浜市行政改革大綱の中で、行政改革を推進する。
新居浜市定員適正化5カ年計画	別子山村定員適正化計画	合併時に内容を見直す。
新居浜市情報化基本計画		合併時に別子山村地区を含め新居浜市の計画を適用する。
生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画		合併時に別子山村地区を含め新居浜市の計画を適用する。
新居浜市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）	老人保健福祉計画及び介護保険計画	合併時に内容を見直す。
新居浜市児童育成計画		合併時に別子山村地区を含め新居浜市の計画を適用する。
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （H15年3月改訂予定）		合併時に内容を見直す。
循環型モデル地域構想		合併時に別子山村地区を含め新居浜市の計画を適用する。
新居浜市男女共同参画計画		合併時に別子山村地区を含め新居浜市の計画を適用する。
新居浜市中心市街地活性化基本計画		現行どおりとする。

総合計画等の調整方針

新居浜市	別子山村	調整方針
新居浜市肉用牛生産近代化計画		現行どおりとする。
新居浜市農業振興整備計画		別子山村の整備計画について検討し、必要があれば計画を改訂する。
新居浜市飼料増産推進計画		現行どおりとする。
水産基盤整備長期計画（大島漁港改修事業）		現行どおりとする。
新居浜市森林整備計画		別子山村の整備計画を組み入れる。
国土利用計画（新居浜市計画） 目標年次：平成12年度		現計画は、既に目標年次が経過している。 今後、計画を策定する場合は、別子山村地区を含めたものとする。
新居浜市緑の基本計画		今後、計画を策定する場合は、別子山村地区を含めたものとする。
新居浜市都市計画マスタープラン		別子山村地区を含めた計画とするため、合併後、一部内容を見直す。
新居浜市住宅マスタープラン		今後、計画を策定する場合は、別子山村地区を含めたものとする。
新居浜市公共下水道事業計画		現行どおりとする。
新居浜港港湾計画 （H11.8.3港湾審議会第169回計画部会の議を経て港湾計画を改訂）		現行どおりとする。